

項 目 名	健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、消費税		
要 望 の 内 容	第 1 一部保険外療養の創設 令和 8 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）が公布され、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、令和 9 年 3 月より O T C 医薬品と成分等が同じ医療用医薬品（いわゆる O T C 類似薬）約 1100 品目について、その薬剤費の 4 分の 1 を保険給付から外し、「特別の料金」として患者に負担いただく O T C 類似薬の一部保険外療養が施行される。 社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）においては、税制上、法人税等の優遇措置が講じられており、その要件の 1 つとして、「医療保健業務に係る収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」という要件（以下「収入要件」という。）が課されている。 今般の O T C 類似薬の一部保険外療養において患者に負担いただく薬剤費の 4 分の 1 の「特別の料金」は、「社会保険診療等に係る収入金額」に含まれないため、引き続き、社会医療法人等が収入要件を満たすことができるよう、「特別の料金」を「社会保険診療等に係る収入金額」に含む税制改正を要望する。		
	＜関係条文＞ 厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（令和 6 年厚生労働省・農林水産省告示第 2 号）第 1 条第 1 号イ		
	第 2 出産に係る保険給付体系の見直し 令和 8 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）が公布され、出産に伴う妊婦の経済的負担の軽減を図る等の目的で、出産の給付体系を見直し、「分娩費」及び「出産時一時金」が新たに創設される。 社会医療法人等について、公的な運営等を確保するため、社会医療法人等に課されている収入要件に関し、「社会保険診療等に係る収入金額」に含むことのできる「助産」に係る収入金額について、現状 50 万円とされている限度額を、分娩費及び出産時一時金の額に応じ改正することを要望する。		
	＜関係条文＞ 厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（令和 6 年厚生労働省・農林水産省告示第 2 号）第 1 条第 1 号二		
	平年度の減収見込額		— 百万円
（制度自体の減収額）		（ — 百万円）	
（改正増減収額）		（ — 百万円）	

第1 一部保険外療養の創設

(1) 政策目的

〇ＴＣ類似薬の一部保険外療養により医療保険制度の持続可能性を確保しつつ、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関の既存の税制上の取扱いに影響が生じないように税制上の措置を講じることで、社会医療法人等などによる地域医療提供体制の確保に繋げる。

(2) 施策の必要性

〇ＴＣ類似薬の一部保険外療養については、抗アレルギー薬や鎮痛消炎剤など、これまで保険診療で日常的に使用され、７～９割を保険給付し、残りの１～３割を一部負担金として患者が自己負担していた医療用医薬品について、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその薬剤費の４分の１を保険給付の対象としないこととし、当該薬剤費の４分の１を「特別の料金」として患者に負担いただく仕組みである。

※一部保険外療養においては、薬剤費の４分の１を保険給付の対象から外し、「特別の料金」として患者に負担いただき、残りの薬剤費４分の３のうち７～９割を保険給付し、残りの１～３割を一部負担金として患者に自己負担いただく。後者の保険者から社会医療法人等に支払われる保険給付及び患者から支払われる一部負担金については、引き続き「社会保険診療等に係る収入金額」として税制上取り扱われる。

※社会医療法人等などが患者から支払われる「特別の料金」については、国が薬価の４分の１と設定するため、社会医療法人等により自由に価格設定されることはない。

社会医療法人等においては、本制度となる医療用医薬品について、これまでその収入の全額を「社会保険診療等に係る収入金額」として計上できていたところ、本制度の施行により、「特別の料金」分が計上できなくなることとなる。

一方で、本制度の施行後においても、本制度の対象となる〇ＴＣ類似薬については、その医療上の必要性は引き続き認められ、保険診療において使用されるものであることから、〇ＴＣ類似薬を患者に処方等することによって社会医療法人等をはじめとする医療機関が患者から支払いを受ける当該「特別の料金」についても「社会保険診療等に係る収入金額」「社会保険診療報酬」と同等に取り扱うことが適当であり、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関の既存の税制上の取扱いに影響が生じないように税制上の措置を講じる必要がある。

第2 出産に係る保険給付体系の見直し

(1) 政策目的

今回の「出産に係る給付体系の見直し」は、「妊婦の経済的負担の軽減」と「地域の周産期提供体制の確保」の両立を図るものであり、「分娩費」及び「出産時一時金」の創設により、妊婦の経済的負担の軽減を図りつつ、税制上の措置を講じることで、社会医療法人等をはじめとする医療機関による地域医療提供体制の確保に繋げる。

(2) 施策の必要性

社会医療法人等については、公的な運営等を確保するため、「医療保健業務に係る収入金額に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」等の要件が課されているところ、「助産」に係る収入金額については、一分娩に係る収入金額について、保険給付により妊産婦に実質的な負担が生じない、出産育児一

		時金等の額（50 万円）を限度として「社会保険診療等に係る収入金額」に計上できることとされているところ、今般、分娩費及び出産時一時金を創設し、給付体系の見直しを行うことから、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関の既存の税制上の取扱いに影響が生じないように税制上の措置を講じる必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—